

病児・病後児保育事業委託料算定要領

(知多市(東海市を含む)・西知多医療厚生組合共通委託料算定要領)

第1 目的

本事業は、知多市(東海市を含む)及び西知多医療厚生組合(以下「発注者」という。)は、病児・病後児保育事業に係る受注者との委託料の算定方法について定め、本事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2 積算方法

原則配置する職員は、看護職員1名及び保育士1名とし、配置する職員に係る経費について知多市(東海市を含む)50%、西知多医療厚生組合50%とする。

ただし、按分した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は西知多医療厚生組合が負担するものとする。

- 2 知多市(東海市を含む)及び西知多医療厚生組合が毎月支払うそれぞれの委託料は、当該年度のそれぞれの見込み利用者で算出した利用料金をあらかじめ減じ、12月数で割った額とする。

なお、当該年度における知多市(東海市を含む)及び西知多医療厚生組合のそれぞれの実績利用者数にそれぞれの見込みの利用者数との差が生じた場合は、実績により算出したそれぞれの委託料と当初のそれぞれの委託料との差額を最終月の支払い時に、それぞれ変更契約を行い精算するものとする。

第3 発注者、受注者及び利用者との費用負担区分については、次のとおりとする。

(1) 発注者負担費用等

運営に必要となる保育家具、食器類、電化製品、保育器具、本・遊具等の備品類

保育所運営上必要な光熱水費

施設、備品類の光熱水費及び修繕費

(2) 受注者負担費用

日常業務に必要な消耗品費

電話料金等の通信費

業務に従事する職員の労務管理及び職業訓練に係る費用

損害保険料

行事の準備、実行に要する費用

施設内の清掃、飾り付け等室内整備に要する費用

その他「発注者が負担することが相当と考えられる費用」以外の費用

第4 本算定要領に定めのない事項及び本算定要領に疑義が生じた事項については、
その都度協議し決定する。